

議案第 4 号

白井市役所出張所設置条例を廃止する条例の制定について

白井市役所出張所設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 2 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、市役所出張所である西白井出張所、富士出張所、公民センター出張所、桜台出張所及び白井駅前出張所を廃止するため、提案するものです。

白井市役所出張所設置条例を廃止する条例

白井市役所出張所設置条例（昭和 57 年条例第 14 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 12 月 29 日から施行する。

（白井市複合センター設置管理条例の一部改正）

2 白井市複合センター設置管理条例（昭和 57 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 1 項の表中「市役所出張所」を削る。

第 5 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

（白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

3 白井市公民センターの設置及び管理に関する条例（平成 25 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

議案第4号資料

○白井市役所出張所設置条例を廃止する条例

(附則第2項関係) 白井市複合センター設置管理条例(昭和57年条例第13号) 新旧対照表

改正案	現行																
(略)	(略)																
(事業)	(事業)																
第3条 複合センターは、次の各号に掲げる事業を行う。	第3条 複合センターは、次の各号に掲げる事業を行う。																
— — — — —	(1) <u>市役所出張所に関すること。</u>																
(1) (略)	(2) (略)																
(2) (略)	(3) (略)																
(3) (略)	(4) (略)																
(4) (略)	(5) (略)																
(施設)	(施設)																
第4条 前条の事業を行うため複合センターは、次の施設をもって構成する。	第4条 前条の事業を行うため複合センターは、次の施設をもって構成する。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白井市西白井複合センター</td> <td>— 児童館 老人憩いの家 公民館</td> </tr> <tr> <td>白井市白井駅前センター</td> <td>— 児童館 老人憩いの家 公民館</td> </tr> <tr> <td>白井市桜台センター</td> <td>— 児童館 公民館</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設	白井市西白井複合センター	— 児童館 老人憩いの家 公民館	白井市白井駅前センター	— 児童館 老人憩いの家 公民館	白井市桜台センター	— 児童館 公民館	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白井市西白井複合センター</td> <td><u>市役所出張所</u> 児童館 老人憩いの家 公民館</td> </tr> <tr> <td>白井市白井駅前センター</td> <td><u>市役所出張所</u> 児童館 老人憩いの家 公民館</td> </tr> <tr> <td>白井市桜台センター</td> <td><u>市役所出張所</u> 児童館 公民館</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設	白井市西白井複合センター	<u>市役所出張所</u> 児童館 老人憩いの家 公民館	白井市白井駅前センター	<u>市役所出張所</u> 児童館 老人憩いの家 公民館	白井市桜台センター	<u>市役所出張所</u> 児童館 公民館
名称	施設																
白井市西白井複合センター	— 児童館 老人憩いの家 公民館																
白井市白井駅前センター	— 児童館 老人憩いの家 公民館																
白井市桜台センター	— 児童館 公民館																
名称	施設																
白井市西白井複合センター	<u>市役所出張所</u> 児童館 老人憩いの家 公民館																
白井市白井駅前センター	<u>市役所出張所</u> 児童館 老人憩いの家 公民館																
白井市桜台センター	<u>市役所出張所</u> 児童館 公民館																
2 (略)	2 (略)																
(関係条例)	(関係条例)																
第5条 次の各号に掲げる施設の管理運営については、この条例に定めるもののほか、当該各号に掲げる条例及びこれに基づく規則の定めるところによる。	第5条 次の各号に掲げる施設の管理運営については、この条例に定めるもののほか、当該各号に掲げる条例及びこれに基づく規則の定めるところによる。																
— — — — —	(1) <u>市役所出張所 白井市役所出張所設置条例(昭和57年条例第14号)</u>																
(1) (略)	(2) (略)																
(2) (略)	(3) (略)																
(3) (略)	(4) (略)																
(略)	(略)																

(附則第3項関係) 白井市公民センターの設置及び管理に関する条例(平成25年条例第3号) 新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(業務)	(業務)
第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。	第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) (略)

(2) (略)

(略)

(1) (略)

(2) 市役所出張所に関すること。

(3) (略)

(略)